

「さがみロボット産業特区」平成25年度の取組について

平成25年度の取組み

開発・実証、企業立地スキームの確立と実施

- ① 国との協議による規制緩和の実現や補助金の獲得
春と秋に実施される国との協議（秋は規制緩和のみ）を通じて規制緩和等の実現を図る。
- ② 重点プロジェクトの推進
「さがみロボット産業特区」の特徴的な案件を重点プロジェクトに位置づけ、案件ごとに実現プランを作成し、開発を促進する。
- ③ オープンイノベーションで共同開発を展開
県内中小企業の技術連携を促進するためオープンイノベーションの仕組みを構築し、現場のニーズを踏まえて開発テーマを選定・発信し、テーマに沿った共同研究を公募・実施していく。
- ④ 全国公募・モニター公募など新たな実証を実施
全国公募などで幅広く案件を募り、実証実験を実施していく。出前実証実験や、公募モニターによる実証実験も検討する。
- ⑤ 大規模実証施設の確保
協力施設を発掘・調整するなどして、実証実験を行う際に利用可能な実証施設を確保する。
- ⑥ 企業誘致の充実
産業適地創出に向けた土地利用手法の確立や企業誘致策の強化により、ロボット関連産業の集積を促進していく。

露出度アップによる特区の浸透

- ⑦ 区域内にシンボル施設を整備
生活支援ロボットを活用する施設など、特区のシンボルとなり得る施設を検討・調整し、「シンボル施設」と位置づけ、広報していく。
- ⑧ 特区PR大使の任命等
PR大使や愛称・キャラクターなど、特区の効果的なPRに役立つシンボルを検討・公表する。
- ⑨ 地域の集客イベント等におけるロボット体験の実施
特区の区域内で実施されるイベント等において、展示可能な生活支援ロボットの実演等を行う。



「ロボット」「さがみ」の定着

重点プロジェクトについて

○ 基本的な考え方

「さがみロボット産業特区」において実用化が期待される生活支援ロボットの開発案件のうち、特徴的なものを「重点プロジェクト」として位置づけ、積極的に取り組みを推進していく。

○ 重点プロジェクトとしての位置づけを検討する視点

- ・ 実用化が近く、早期に県民の目に触れる形で実証実験を行うことが可能なもの
- ・ 実用化されることで、県民生活に大きなインパクトを与えることが期待されるもの
- ・ 開発内容が報道されるなど、知名度が高く、対外的な発信力に優れたものの など

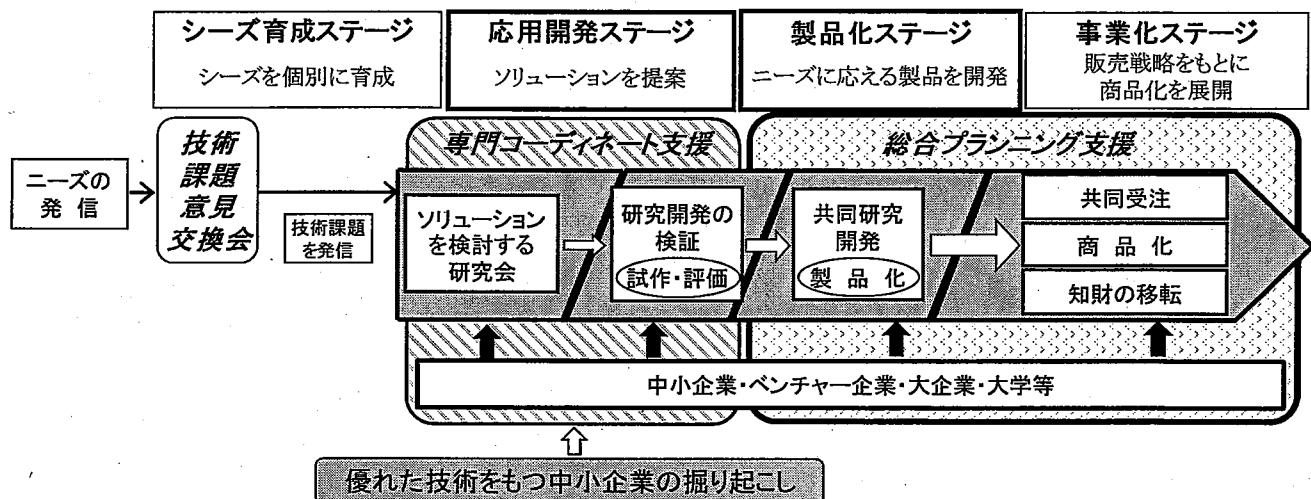
○ 重点プロジェクト（案）

- ・ 手のリハビリを支援するパワーアシストハンド
- ・ 荷重センサーによるベッドからの転落予知・予防システム
- ・ マイクロ波を使った高齢者見守りシステム
- ・ がれきに埋もれた被災者を探索するロボット
- ・ 無人走行する災害状況自動調査車両
- ・ 人の行きたい方向を察知し先導する盲導犬ロボット
- ・ 目的地まで自動車を操作する自動運転システム

神奈川版オープンイノベーションについて

1 概要

生活支援ロボット等を最短期間で商品化するため、専門家のコーディネート等により、企業や大学等の各機関がもつ資源を最適に組み合わせて研究開発を促進する。



2 取組みの流れ

・ニーズの発信

「商品」として望まれる生活支援ロボットに関するニーズを調査、発信

・技術課題意見交換会

調査結果について必要な技術シーズの洗い出しを行い、技術課題として例示

・技術課題の発信

生活支援ロボットの技術課題の発信と研究会参加企業の公募

※ 公募に併せて優れた技術をもつ中小企業の掘り起こしを実施

・ソリューションを検討する研究会の開催

技術課題に関するフォーラムなどを通じ、共同研究開発をコーディネート

・共同研究開発

総合プランナーが事業スケジュールの策定を支援し、共同研究開発を実施

※ 国の「起業支援型地域雇用創造事業」等を活用した研究開発の後押しを検討中

【専門コーディネート支援】

シーズ等の資源の最適な組み合わせ提案し、製品化の可能性を向上

【総合プランニング支援】

知財戦略の策定等、分野特有の出口を見据え、課題と解決方法を提案し、事業化を支援

平成 25 年度 公募型「ロボット実証実験支援事業」

- 1 目的 「さがみロボット産業特区」の事業として実証実験を実施することで、普及に向けたニーズの掘り起こしや技術の改良を図り、生活支援ロボットの事業化を促進する
- 2 実施主体 地域協議会
協議会内に実証実験推進部会を設置し、実証実験をオペレートする（実務は、実証実験実行委員会を組み担当）。
- 3 事業の特徴 実証場所及びモニターの確保、PR機会の提供並びに総合プランナーによる助言など、事業化に必要となる支援
- 4 募集方法 特区HP、募集パンフレット及び記者発表による全国公募
(全国から募集を行うために、全国組織である日本ロボット工業会に協力を依頼する。)
※ 全国公募ではあるが、特区区域内の企業については実証場所に近いため、「実証実施の実現性」の点で審査上有利になる可能性あり
- 5 実施場所 原則として特区内
- 6 対象ロボット 介護・医療ロボット、高齢者生活支援ロボット、災害対応ロボット、その他の生活支援ロボット
- 7 経費の分担
 - (1) 実行委員会(県)
保険料、会場使用料、会場保安員人件費、実験に伴う機器レンタル料、企業へのアドバイス料、モニターへの謝金、事務局経費等
 - (2) 応募企業
ロボット改良費、運搬費、企業社員の人件費、実験に伴う機器購入費等
- 8 実行委員会(県)負担金の上限
500千円／件（予算総額：4,500千円、支援件数の目標：10件）

9 実証実験実行委員会に必要な機能

ロボット・実験に関する知見、ユーザーニーズに関する知見、地域の企業・施設・モニター候補の把握

10 事業の流れ（予定）

・第2回地域協議会

（地域協議会実証実験推進部会*を設置、事業実施の決定）

※ 県、神奈川県総合リハビリテーション事業団、大学(1)、商工会・商工會議所(2)、市町(2)、JAXAにより構成

・実行委員会設立

・全国公募開始（約1か月間）

・実行委員会による審査会にて支援先候補を決定

・地域協議会実証実験推進部会にて支援先を決定、地域協議会に報告

・実行委員会と支援先の協議により実験計画を作成

・実証実験開始（状況に応じてキャラバン、モニター、公開実証を実施）

・地域協議会及び地域協議会実証実験推進部会にて成果報告

・別途セミナーにて成果報告会を実施

総合的な施策パッケージ

区分	支援措置	支援内容
立地支援	① 産業集積促進奨励金 ※平成25年度から受付	助成額：不動産取得税の2分の1相当額（上限1億円） 対象： <ul style="list-style-type: none"> ・ロボット関連産業（9市2町） ・ライフサイエンス産業（国特区） ・地域活性化のために知事が特に集積を目指すものづくり産業及び地域 } 研究所・工場・本社 要件： <ul style="list-style-type: none"> ①大企業は投資額30億円以上、常用雇用50人以上 ②中小企業は投資額0.7億円以上、常用雇用10人以上
	② 外国企業立地促進助成金 (6,000千円)	助成額：賃料月額の1/3、助成期間6か月（上限300万円） 対象：外国企業（製造業・情報通信業）の生産拠点又は研究開発拠点 要件：雇用者数5人以上、外資比率100%
	③ 拡 産業集積支援融資 (133,435千円)	融資額：上限10億円（15年以内、事業費の80%以内） 対象：設備投資等を行う中小企業者等 利率： <ul style="list-style-type: none"> ・ロボット関連産業（9市2町） ・ライフサイエンス産業（国特区） ・地域活性化のために知事が特に集積を目指すものづくり産業及び地域 } 研究所・工場・本社 →年0.9%以内（当初5年間、6年目以降は年1.2%以内） <ul style="list-style-type: none"> ・基幹産業分野（県全域） ・新規成長分野（同上） ・いのち関連分野（同上） } 研究所・工場・本社 →年1.5%以内
	④ 拡 税制措置	軽減額：不動産取得税の2分の1 対象：基幹産業分野、新規成長分野、いのち関連分野
	県規制の緩和等 [県版特区の取組み]	環境アセスメントにおける手続きの簡素化や適用規模の見直し、土地利用調整条例や企業立地促進法による緑地率等の緩和などの検討
	⑤ 拡 産業適地の創出	産業系特定保留区域での地元市町と連携した産業適地の整備促進や、県版特区等における規制緩和により、企業立地のための受け皿づくりを進める。
	⑥ 共同研究開発助成制度	助成額：共同研究開発費の2分の1（上限5億円） 対象：研究所を立地した企業が県内中小企業と共同して研究開発事業を行う場合に、費用の一部を助成
技術支援	⑦ 産業技術センターによる支援	軽減額：手数料の2分の1 対象：産業技術センターにおける依頼試験
	⑧ 新 神奈川版オープンイノベーションの構築	ロボット等を最短期間で商品化するため、専門家のコーディネート等により、企業や大学等の各機関が持つ資源を最適に組み合わせて研究開発を促進するほか、機器の整備を行う。
	⑨ 神奈川R&Dネットワーク構想の推進	展示会等によるマッチング、オープンラボの設置、社会的課題に対応する研究会の立ち上げなど、技術連携を促進
人材支援	⑩ 雇用助成制度 (中小企業対象)	助成額：1人30万円（法定障害者雇用率を超える1人目から） 対象：新規雇用障害者 (新規雇用者能力開発助成制度は、1人当たり最大20万円)
	⑪ 人材確保支援事業	県内理系教育機関等との求人求職のマッチング支援

注) 9市2町…相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町及び愛川町

地域活性化総合特別区域計画の策定について

平成25年2月15日に地域活性化総合特区として指定された「さがみロボット産業特区」において、今後、具体に生活支援ロボットの実証実験や研究開発、関連企業の誘致を進めていくためには、総合特区における支援措置の活用を記載した地域活性化総合特別区域計画（以下、「総合特区計画」という。）を作成し、国の認定を受ける必要がある。

計画には、総合特区の名称、総合特区計画の実施が及ぼす経済的・社会的效果などを記載するほか、規制の特例措置など、総合特区としての支援措置を活用して行う「特定地域活性化事業」を記載する必要がある。

○ 総合特区計画の主な構成（案）

1 地域活性化総合特区の名称

さがみロボット産業特区

2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特区に及ぼす経済的・社会的效果

総合特区の目指す目標、評価指標及び数値目標を記載

3 特定地域活性化事業の名称

- ・国との協議が整った規制緩和等を活用する事業について記載
- ・総合特区利子補給制度を活用する事業について記載

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

一般地域活性化事業（生活支援ロボットの研究開発・実証実験案件など）、その他必要な事項（地域において講じる措置等）などについて記載

(参考)

事務連絡
平成25年4月26日

指定地方公共団体 総合特区担当各位

内閣府地域活性化推進室

総合特別区域計画に係る第6回認定申請について

日頃から当事務局の地域活性化施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。
以下に該当する指定地方公共団体におかれましては、「総合特別区域計画に係る認定申請の手引き」を参考に認定申請書を作成いただきご提出願います。

1. 対象となる指定地方公共団体

総合特別区域法に規定された規制の特例措置、税制上の支援措置、金融上の支援措置を活用する事業に関する事項を定める指定地方公共団体

2. 今回申請書の提出期限

平成25年5月2日（木）から5月17日（金）

※申請書受付後、必要な手続きを経て認定を行う予定です。

※税制上の支援措置を活用予定の自治体は既に計画書別紙の案を平成25年4月22日（月）までに内閣府に提出いただいたところですが、申請書の提出については、内閣府との調整を踏まえた上で、認定申請書をご提出いただくことになりますので、該当する指定地方公共団体におかれましては、ご留意願います。なお、詳細については、追って担当からご連絡いたします。

3. 次回以降の申請スケジュール

原則として9月及び1月を目途に認定申請受付を実施予定。

4. 作成時の留意事項

- (1) 国と地方の協議の結果、実施可能なことが明らかになった規制の特例措置の提案については、その内容を計画書の「4 ii) その他必要な事項」に記載してください。
- (2) 申請段階で明らかになっている地域独自の取組については、可能な限り記載してください。
- (3) 認定申請前に、認定計画を協議する地域協議会の開催が必要となります。今次はスケジュールの観点から、基本方針にある通りICT等の活用が推奨されます(地域協議会規約との整合は確認してください)。なお、その具体的方法については各地域で検討してください。